

那覇市公報

第1413号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

○那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防本部予防課）…………… 318

○那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防本部予防課）…………… 319

◇規 則

○那覇市庁議規則の一部を改正する規則（経営企画室）…………… 320

◇訓 令

○那覇市部長会議規程の一部を改正する訓令（経営企画室）…………… 321

◇告 示

○平成17年度那覇市老人保健特別会計補正予算（第1号）（健康推進課）… 322

○平成16年度下半期那覇市の財政（平成17年3月31日現在）（財政課）… 323

◇上下水道局規程

○那覇市上下水道局の告示等の公示に関する規程…………… 338

○那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程…………… 339

○那覇市上下水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程… 351

◇上下水道局告示

○平成17年度那覇市下水道事業会計補正予算（第1号）…………… 351

◇選挙管理委員会告示

○選挙人名簿登録の抹消について……………	352
○直接請求に要する選挙権を有する者の数について……………	352
○選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日、登録の日及び縦覧の日について……………	353
○選挙人名簿の縦覧場所について……………	353

条 例

那覇市条例第26号

平成17年 5 月 16 日

公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例（昭和47年那覇市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第30条中「第 9 条の 3」を「第 9 条の 4」に改める。

付 則

この条例は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

那覇市条例第27号

平成17年 6 月15日

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例（昭和47年那覇市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第8備考第7号中「別表」を「別表第1」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第34号

平成17年 6 月 7 日

公 布 済

那覇市庁議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市庁議規則の一部を改正する規則

那覇市庁議規則（昭和59年那覇市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「有しない者を除く」を「有する者及び市長が指名する者に限る。以下同じ」に改め、同条第2項中「及び収入役」を「、収入役、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長及び参事」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第 7 号

平成17年 6 月 7 日

施 行 済

那覇市部長会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市部長会議規程の一部を改正する訓令

那覇市部長会議規程（昭和59年那覇市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「有しない者を除く」を「有する者及び市長が指名する者に限る。
以下同じ」に改め、同条第 2 項中「及び収入役」を「、収入役及び参事」に改める。

付 則

この訓令は、平成17年 6 月 7 日から施行する。

告 示

那覇市告示第 3 6 号

平成 17 年 6 月 15 日

平成 17 年（2005 年）5 月臨時会で議決された平成 17 年度那覇市老人保健特別会計の補正予算（第 1 号）は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 1 7 年度那覇市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

平成 1 7 年度那覇市の老人保健特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 4 6, 2 7 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4, 3 1 7, 0 9 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		14,409,499	72,397	14,481,896
	1 支払基金交付金	14,409,499	72,397	14,481,896
2 国庫支出金		6,440,869	173,882	6,614,751
	1 国庫負担金	6,440,869	173,882	6,614,751
歳 入 合 計		24,070,811	246,279	24,317,090

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金		8	25,551	25,559
	1 償還金	7	5,888	5,895
	2 繰出金	1	19,663	19,664
3 繰上充用金		0	220,728	220,728
	1 繰上充用金	0	220,728	220,728
歳 出 合 計		24,070,811	246,279	24,317,090

那覇市告示第 3 7 号

平成 17 年 6 月 15 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 16 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 1 6 年度下半期那覇市の財政(平成 1 7 年 3 月 3 1 日現在)

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

(単位：千円、%)

区 分		予算現額	上半期	下半期	年 間	年 間	
			収入済額	収入済額	収入済額	収入率	
			支出済額	支出済額	支出済額	執行率	
(1) 一般会計		116,819,022	42,742,712	53,149,374	95,892,086	82.1	
			41,083,137	64,253,794	105,336,931	90.2	
(2) 特別会計		82,937,955	29,213,251	44,887,256	74,100,507	89.3	
			33,090,332	42,163,482	75,253,814	90.7	
内 訳	土地区画整理事業	4,995,337	781,699	3,018,889	3,800,588	76.1	
			1,131,133	2,664,516	3,795,649	76.0	
	下水道事業	7,146,184	2,186,995	4,385,931	6,572,926	92.0	
			2,488,538	4,032,031	6,520,569	91.2	
	国民健康保険事業	31,584,031	9,035,693	17,526,436	26,562,129	84.1	
			12,884,875	15,661,657	28,546,532	90.4	
	老人保健	23,965,594	10,409,132	11,824,469	22,233,601	92.8	
			10,754,473	11,821,530	22,576,003	94.2	
	市街地再開発事業	136,971	14,822	65,570	80,392	58.7	
			27,395	2,384	29,779	21.7	
	介護保険事業	15,109,838	6,784,910	8,065,961	14,850,871	98.3	
			5,803,918	7,981,364	13,785,282	91.2	
	合 計 (1) + (2)		199,756,977	71,955,963	98,036,630	169,992,593	85.1
				74,173,469	106,417,276	180,590,745	90.4

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

(単位：千円、%)

予算科目	予算現額	上半期 収入済額	下半期 収入済額	年間 収入済額	年間 収入率
市税	33,100,455	19,007,301	13,906,750	32,914,051	99.4
地方譲与税	1,459,475	443,756	648,645	1,092,401	74.8
地方交付税	11,745,574	8,201,334	3,789,474	11,990,808	102.1
分担金及び負担金	1,092,115	538,071	564,290	1,102,361	100.9
使用料及び手数料	2,988,248	1,391,040	1,455,756	2,846,796	95.3
国庫支出金	29,141,247	7,193,075	18,029,986	25,223,061	86.6
県支出金	4,045,002	704,667	2,157,412	2,862,079	70.8
繰入金	4,192,659	0	4,209,896	4,209,896	100.4
繰越金	1,582,972	1,582,971	1	1,582,972	100.0
諸収入	1,699,890	551,501	984,809	1,536,310	90.4
市債	20,707,200	0	5,447,200	5,447,200	26.3
その他	5,064,185	3,128,996	2,196,024	5,325,020	105.2
合 計	116,819,022	42,742,712	53,390,243	96,132,955	82.3

歳 出

(単位：千円、%)

予算科目	予算現額	上半期 支出済額	下半期 支出済額	年間 支出済額	年間 執行率
議会費	725,292	329,950	342,672	672,622	92.7
総務費	11,115,218	3,068,702	5,818,506	8,887,208	80.0
民生費	36,353,210	14,317,216	21,256,274	35,573,490	97.9
衛生費	8,216,890	3,543,929	3,528,414	7,072,343	86.1
労働費	59,876	22,452	28,765	51,217	85.5
農林水産業費	130,886	46,606	60,206	106,812	81.6
商工費	3,310,918	2,689,964	530,373	3,220,337	97.3
土木費	18,432,247	5,378,958	8,689,826	14,068,784	76.3
消防費	2,950,377	1,195,976	1,335,629	2,531,605	85.8
教育費	18,819,610	4,628,191	11,899,903	16,528,094	87.8
災害復旧費	4	0	0	0	0.0
公債費	16,581,328	5,811,193	10,763,225	16,574,418	100.0
その他	123,166	50,000	1	50,001	40.6
合 計	116,819,022	41,083,137	64,253,794	105,336,931	90.2

3 市の財産

①土地（道路、公園など）	2,739,170 m ²
②建物（学校、図書館など）	983,413 m ²
③基金（特定の目的のための資金の積立など）	21,544,187 千円
④有価証券（株券）	3,609,352 千円

4 一時借入金の現在額

9,972,000 千円

5 市債残高

（単位：千円）

	普通会計	下水道事業	介護保険事業	水道事業	病院事業	合 計
財政融資資金	52,299,752	9,113,403	0	5,632,278	2,141,507	65,226,840
郵貯資金	1,413,987	0	0	0	57,444	1,471,431
簡保資金	31,861,733	5,208,392	0	0	0	37,070,125
公営企業金融公庫	2,383,697	7,069,623	0	3,306,931	299,300	13,059,551
市中銀行	17,052,945	2,000	0	0	41,700	17,096,645
共済等	2,409,246	0	0	0	0	1,593,146
特定資金	0	0	653,667	0	0	653,667
合 計	107,421,360	21,393,418	653,667	8,939,209	2,539,951	136,171,405

6 市民1人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

平成17年3月31日現在人口	312,521 人	（外国人登録人口を含む）
市民1人当たり行政経費	337,056 円	
市民1人当たり市税負担額	105,318 円	

（単位：千円）

1人当たり行政経費	337,056
議会費	2,152
総務費	28,437
民生費	113,828
衛生費	22,630
労働費	164
農林水産業費	342
商工費	10,304
土木費	45,017
消防費	8,101
教育費	52,886
災害復旧費	0
公債費	53,035
その他	160

7 平成 1 6 年度予算総括表

(単位：千円、%)

会 計 別	平成16年度 当初予算	平成15年度 当初予算	増減額	平成16年度対 前年度増減率	平成15年度対 前年度増減率
一般会計	101,571,000	102,653,000	-1,082,000	-1.1	2.4
特別会計	79,749,512	78,272,976	1,476,536	1.9	3.3
土地区画整理事業	3,927,397	3,709,887	217,510	5.9	17.4
下水道事業	6,415,340	6,365,411	49,929	0.8	1.6
国民健康保険事業	31,515,618	30,638,706	1,146,912	3.8	5.0
老人保健	23,253,639	23,973,978	-720,339	-3.0	0.5
市街地再開発事業	184,621	321,884	-137,263	-42.6	1031.8
介護保険事業	14,452,897	13,533,110	919,787	6.8	0.1
合 計	181,320,512	180,925,976	394,536	0.2	2.8

那覇市立病院業務の状況の公表

1 事業の概要

主要統計

平成 17 年 3 月 31 日

項 目	単位	上半期	下半期	計
入院患者数	人	83,821	81,403	165,224
外来患者数	人	143,184	145,535	288,719
合計患者数	人	227,005	226,938	453,943
一日平均入院患者数	人	458	447	453
一日平均外来患者数	人	1,164	1,223	1,193
病床利用率	%	97.5	95.2	96.3
入院収益	円	2,870,826,907	2,869,529,224	5,740,356,131
外来収益	円	1,249,349,218	1,318,713,516	2,568,062,734
入院患者 1 人一日平均収入	円	34,249	35,251	34,743
外来患者 1 人一日平均収入	円	8,725	9,061	8,895
病床数	床	470	470	470

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分		予 算 額	上半期執行額	下半期執行額	執 行 額	執行率
第1款	病院事業収益	9,138,639,000	4,427,379,377	4,771,061,948	9,198,441,325	100.65
第1項	医業収益	8,777,779,000	4,215,153,358	4,596,676,385	8,811,829,743	100.39
第2項	医業外収益	358,358,000	202,428,012	169,760,638	372,188,650	103.86
第3項	特別利益	2,502,000	9,798,007	4,624,925	14,422,932	576.46

支出

区分		予 算 額	上半期執行額	下半期執行額	執 行 額	執行率
第1款	病院事業費用	9,027,471,000	3,890,891,693	4,893,811,536	8,784,703,229	97.31
第1項	医業費用	8,825,574,135	3,810,009,242	4,803,131,472	8,613,140,714	97.59
第2項	医業外費用	140,658,911	67,938,288	72,389,123	140,327,411	99.76
第3項	特別損失	31,237,954	12,944,163	18,290,941	31,235,104	99.99
第4項	予備費	30,000,000	0	0	0	0.00

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分		予 算 額	上半期執行額	下半期執行額	執 行 額	執行率
第1款	資本的収入	953,299,000	610,797,000	326,900,000	937,697,000	98.36
第1項	企業債	744,900,000	402,400,000	326,900,000	729,300,000	97.91
第2項	補助金	1,000	0	0	0	0.00
第3項	出資金	208,397,000	208,397,000	0	208,397,000	100.00
第4項	固定資産売却収入	1,000	0	0	0	0.00

支出

区分		予 算 額	上半期執行額	下半期執行額	執 行 額	執行率
第1款	資本的支出	1,096,481,000	642,166,509	431,545,577	1,073,712,086	97.92
第1項	建設改良費	783,886,000	487,939,200	273,178,355	761,117,555	97.10
第2項	企業債償還金	312,595,000	154,227,309	158,367,222	312,594,531	100.00

平成 16 年度 損 益 計 算 書 (下半期)
(平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 3 1 日まで) (単位 : 円)

1	医業収益					
	入 院 収 益	2,870,006,452	2,869,578,131	5,739,584,583		
(1)						
(2)	外 来 収 益	1,248,888,496	1,318,788,759	2,567,677,255		
(3)	そ の 他 医 業 収 益	90,475,315	403,123,342	493,598,657	8,800,860,495	
2	医業費用					
	給 与 費	2,291,259,744	2,764,049,224	5,055,308,968		
(1)						
(2)	材 料 費	798,506,874	966,083,492	1,764,590,366		
(3)	経 費	558,742,703	883,399,208	1,442,141,911		
(4)	減 価 償 却 費	115,780,500	107,943,576	223,724,076		
(5)	資 産 減 耗 費	289,679	4,986,159	5,275,838		
(6)	研 究 研 修 費	10,523,988	16,313,101	26,837,089	8,517,878,248	
	医 業 利 益					282,982,247
3	医業外収益					
	受 取 利 息 配 当 金	74,933	613,474	688,407		
(1)						
(2)	他 会 計 補 助 金	0	110,071,000	110,071,000		
(3)	補 助 金	0	28,318,200	28,318,200		
(4)	負 担 金 交 付 金	170,945,000	0	170,945,000		
(5)	そ の 他 医 業 外 収 益	29,954,166	29,332,988	59,287,154	369,309,761	
4	医業外費用					
	支 払 利 息	67,938,288	65,218,623	133,156,911		
(1)						
(2)	雑 損 失	87,984,251	102,626,199	190,610,450	323,767,361	45,542,400
	経 常 利 益					328,524,647
5	特別利益					
	過 年 度 損 益 修 正 益	9,798,007	3,888,212	13,686,219		
(1)						
(2)	そ の 他 特 別 利 益	0	735,000	735,000	14,421,219	
6	特別損失					
	過 年 度 損 益 修 正 損	22,141,863	8,244,241	30,386,104		
(1)						
(2)	そ の 他 特 別 損 失	500,000	309,000	809,000	31,195,104	△16,773,885
	当 期 純 利 益					311,750,762
	前 年 度 繰 越 欠 損 金					4,094,255,935
	当 年 度 未 処 理 欠 損 金					3,782,505,173

平成 16 年度 那覇市病院事業貸借対照表 (下半期)

(平成 17 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部

(単位 : 円)

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地 1,348,246,798

ロ 建 物 8,329,634,663

減価償却累計額 3,607,752,926 4,721,881,737

ハ 構 築 物 203,205,385

減価償却累計額 154,290,581 48,914,804

ニ 器 械 備 品 3,851,283,765

減価償却累計額 2,369,910,466 1,481,373,299

ホ 車 両 4,230,000

減価償却累計額 1,984,180 2,245,820

有形固定資産合計 7,602,662,458

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権 2,413,600

無形固定資産合計 2,413,600

固 定 資 産 合 計 7,605,076,058

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 1,850,999,593

(2) 未 収 金 1,603,831,005

(3) 貯 蔵 品 26,701,962

(4) 前 払 金 4,952,190

(5) その他流動資産 900,000

流 動 資 産 合 計 3,487,384,750

資 産 合 計 11,092,460,808

負 債 の 部

(単位：円)

1 固 定 負 債		
(1) 引 当 金		
イ 退職給与引当金	461,011,581	
ロ 修繕引当金	56,685,215	
固 定 負 債 合 計		517,696,796
4 流 動 負 債		
(1) 一 時 借 入 金		
(2) 未 払 金	642,380,638	
(3) 預 り 金	57,142,743	
(4) その他流動負債	900,000	
流 動 負 債 合 計		700,423,381
負 債 合 計		1,218,120,177

資 本 の 部

5 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	8,010,135,626	
(2) 借 入 資 本 金		
イ 企 業 債	2,539,950,620	
借 入 資 本 金 合 計	2,539,950,620	
資 本 金 合 計		10,550,086,246
6 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 国 庫 補 助 金	2,920,836,498	
ロ 県 補 助 金	6,153,000	
ハ 受贈財産評価額	179,770,060	
資 本 剰 余 金 合 計	3,106,759,558	
(2) 利 益 剰 余 金		
当 年 度 未 処 理		
イ 欠 損 金	3,782,505,173	
欠 損 金 合 計	3,782,505,173	
剰 余 金 合 計		△675,745,615
資 本 合 計		9,874,340,631
負 債 資 本 合 計		11,092,460,808

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借 入 先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	下半期借入高	下半期償還高	今年度末残高
財 政 融 資 資 金	1,994,523,241	244,900,000	127,271,768	160,700,000	131,344,186	2,141,507,287
沖 縄 県 労 働 金 庫	27,840,000	0	6,960,000		6,960,000	13,920,000
コ ザ 信 用 金 庫	55,338,316	0	13,751,847		13,806,855	27,779,614
郵 便 貯 金 資 金	31,343,594	0	6,243,694	38,600,000	6,256,181	57,443,719
公営企業金融公庫	14,200,000	157,500,000	0	127,600,000	0	299,300,000
計	2,123,245,151	402,400,000	154,227,309	326,900,000	158,367,222	2,539,950,620

一時借入金

単位：円

借 入 先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	下半期借入高	下半期償還高	今年度末残高
財 政 融 資 資 金 (起 債 前 借)	149,300,000	0	149,300,000	0	0	0
計	149,300,000	0	149,300,000	0	0	0

那覇市水道局業務の状況の公表

1 事業の概要

主要統計

平成17年3月31日現在

項 目	単位	実 績
給水人口	人	311,732
給水戸数	戸	140,966
給水栓数	栓	94,598
総配水量	m3	39,688,737
一日平均配水量	m3	108,736
一日最大配水量	m3	126,570
有収水量	m3	37,927,664
有収率	%	95.56

水道料金調定・収納状況

平成17年3月31日現在 (税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	未納額 (円)
8,067,988,000	8,144,184,764	6,797,408,583	83.46	1,346,776,181

2 計理の状況

予算の執行状況

(1)収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	水道事業収益	8,581,418,000	4,010,636,033	46.74%	4,649,270,019	54.18%	8,659,906,052	100.91%	
	第1項 営業収益	8,353,405,000	3,936,152,746	47.12%	4,498,871,115	53.86%	8,435,023,861	100.98%	
	第2項 営業外収益	187,361,000	33,829,581	18.06%	150,380,538	80.26%	184,210,119	98.32%	
	第3項 特別利益	40,652,000	40,653,706	100.00%	18,366	0.05%	40,672,072	100.05%	

支 出

(単位：円)

区 分		予 算 額	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	水道事業費用	8,168,012,000	2,838,209,983	34.75%	5,251,124,723	64.29%	8,089,334,706	99.04%	
	第1項 営業費用	7,586,105,000	2,617,850,372	34.51%	4,913,571,278	64.77%	7,531,421,650	99.28%	
	第2項 営業外費用	555,164,000	219,468,827	39.53%	335,691,161	60.47%	555,159,988	100.00%	
	第3項 特別損失	6,744,000	890,784	13.21%	1,862,284	27.61%	2,753,068	40.82%	
	第4項 予備費	19,999,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2)資本的收入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本的收入	225,717,000	22,781,010	10.09%	207,867,700	92.09%	230,648,710	102.18%	
	第1項 補助金	133,932,000	0	0.00%	143,933,000	107.47%	143,933,000	107.47%	
	第2項 出資金	15,500,000	0	0.00%	13,731,000	88.59%	13,731,000	88.59%	
	第3項 固定資産売却代金	9,360,000	9,360,010	100.00%	0	0.00%	9,360,010	100.00%	
	第4項 その他資本収入	66,925,000	13,421,000	20.05%	50,203,700	75.01%	63,624,700	95.07%	

支 出

(単位：円)

区 分		予 算 額	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本的支出	1,317,330,000	399,359,979	30.32%	822,659,714	62.45%	1,222,019,693	92.76%	
	第1項 建設改良費	797,945,000	117,505,916	14.73%	589,242,503	73.85%	706,748,419	88.57%	
	第2項 企業債償還金	516,095,000	281,854,063	54.61%	233,417,211	45.23%	515,271,274	99.84%	
	第3項 その他資本的支出	1,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
	第4項 予備費	3,289,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

平成 1 6 年度損益計算書
(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

(単位: 円)

1 営 業 収 益 (上半期)	(下半期)	(年間計)		
(1) 給 水 収 益 3,657,124,139	4,100,030,720	7,757,154,859		
(2) その他営業収益 <u>92,334,900</u>	<u>185,737,537</u>	<u>278,072,437</u>	<u>8,035,227,296</u>	
2 営 業 費 用				
(1) 配 水 費 1,940,582,646	2,695,436,079	4,636,018,725		
(2) 給 水 費 163,642,328	516,913,632	680,555,960		
(3) 漏 水 防 止 費 39,040,676	62,734,522	101,775,198		
(4) 業 務 費 163,967,205	180,362,426	344,329,631		
(5) 総 係 費 292,996,639	277,799,688	570,796,327		
(6) 減 価 償 却 費 467,712,500	433,550,280	901,262,780		
(7) 資 産 減 耗 費 <u>21,677,000</u>	<u>26,571,200</u>	<u>48,248,200</u>	<u>7,282,986,821</u>	
営 業 利 益				752,240,475
3 営 業 外 収 益				
(1) 受 取 利 息 341,928	3,120,096	3,462,024		
(2) 補 償 金 0	99,013,369	99,013,369		
(3) 土 地 物 件 収 益 28,364,024	11,203,044	39,567,068		
(4) 他 会 計 負 担 金 0	32,596,000	32,596,000		
(5) 雑 収 益 <u>4,223,130</u>	<u>4,430,698</u>	<u>8,653,828</u>	<u>183,292,289</u>	
4 営 業 外 費 用				
(1) 支 払 利 息 219,468,827	211,046,808	430,515,635		
(2) 雑 支 出 <u>0</u>	<u>2,853</u>	<u>2,853</u>	<u>430,518,488</u>	<u>△247,226,199</u>
経 常 利 益				505,014,276
5 特 別 利 益				
(1) 固定資産売却益 40,639,990	0	40,639,990		
(2) 過年度損益修正益 <u>13,065</u>	<u>17,493</u>	<u>30,558</u>	<u>40,670,548</u>	
6 特 別 損 失				
(2) 過年度損益修正損 <u>848,379</u>	<u>1,773,606</u>	<u>2,621,985</u>	<u>2,621,985</u>	<u>38,048,563</u>
当 年 度 純 利 益				543,062,839
前年度繰越利益剰余金				249,774,333
当年度未処分利益剰余金				<u>792,837,172</u>

平成16年度貸借対照表
(平成17年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		1,112,564,008	
ロ 建 物	1,050,261,862		
減価償却累計額	<u>492,155,403</u>	558,106,459	
ハ 構 築 物	32,592,286,582		
減価償却累計額	<u>8,965,268,788</u>	23,627,017,794	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,750,847,969		
減価償却累計額	<u>1,794,002,453</u>	956,845,516	
ホ 車 両 運 搬 具	28,800,558		
減価償却累計額	<u>20,779,314</u>	8,021,244	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	306,016,940		
減価償却累計額	<u>144,433,227</u>	161,583,713	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>136,083,467</u>	
有形固定資産合計			26,560,222,201

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権	<u>913,300</u>		
無形固定資産合計			913,300

(3) 投 資

イ その他投資	<u>160,366,064</u>		
投資合計		<u>160,366,064</u>	
固定資産合計			26,721,501,565

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		4,209,723,892	
(2) 未 収 金		1,583,530,788	
(3) 貯 蔵 品		39,320,009	
(4) 前 払 金		<u>18,564,000</u>	
流動資産合計			<u>5,851,138,689</u>
資 産 合 計			<u>32,572,640,254</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 引 当 金

イ 退職給与引当金	1,898,000		
ロ 修繕引当金	<u>290,631,000</u>	292,529,000	
(2) その他固定負債		<u>130,345,504</u>	

固定負債合計			422,874,504
--------	--	--	-------------

4 流 動 負 債

(1) 未 払 金	992,785,163	
(2) 前 受 金	4,030,291	
(3) 預 り 金	<u>40,009,348</u>	
流 動 負 債 合 計		<u>1,036,824,802</u>
負 債 合 計		1,459,699,306

資 本 の 部

5 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金	4,741,258,444	
(2) 借 入 資 本 金		
イ 企 業 債	8,939,208,830	
借 入 資 本 金 合 計		<u>8,939,208,830</u>
資 本 金 合 計		13,680,467,274

6 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受 贈 財 産 評 価 額	585,879,428	
ロ 国 庫 (県) 補 助 金	13,286,174,906	
ハ 工 事 負 担 金	1,558,214,514	
ニ 補 償 金	<u>147,969,981</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		15,578,238,829

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金	571,397,673	
ロ 建 設 改 良 積 立 金	490,000,000	
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>792,837,172</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,854,234,845</u>
剰 余 金 合 計		<u>17,432,473,674</u>
資 本 合 計		<u>31,112,940,948</u>
負 債 資 本 合 計		<u>32,572,640,254</u>

3 企 業 債 及 び 一 時 借 入 金 の 残 高

企 業 債

単位：円

借 入 先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財 政 融 資 資 金	5,926,482,351	0	294,204,471	5,632,277,880
公 営 企 業 金 融 公 庫	3,527,997,753	0	221,066,803	3,306,930,950
計	9,454,480,104	0	515,271,274	8,939,208,830

一 時 借 入 金 な し

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第14号

平成 17年 4 月 1 日
公 布 済

那覇市上下水道局の告示等の公示に関する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高 嶺 晃

那覇市上下水道局の告示等の公示に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、那覇市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う告示及び公告（以下「告示等」という。）の公示について、必要な事項を定める。

（公示の方法）

第2条 公示しようとするときは、公示の年月日及び管理者名を記入し、管理者印を押さなければならない。

2 公示は、那覇市公報に登載して行う。ただし、天災地変その他やむを得ない事情で那覇市公報に登載して行うことができないとき又は急を要するときは、上下水道局の掲示場に掲示して、これに代えることができる。

（施行期日）

第3条 告示等は、告示等に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に行った告示等は、この規程により行われたものとみなす。

那覇市上下水道局規程第15号

平成 17年 5 月 13日
公 布 済

那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高 嶺 晃

那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程

那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程（昭和47年水道局規程第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づき、上下水道局の事業場（以下「事業場」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するために必要な事項を定める。

（法令等の遵守）

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）及び職員は、関係法令及びこの規程を遵守しなければならない。

（規程の改廃等）

第3条 この規程の改廃及び第29条に規定する細則の制定改廃に当たっては、保安業務受託者（以下「受託者」という。）の意見を聴いて立案しなければならない。

（保安業務組織）

第4条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在、指揮命令系統、連絡系統等の保安業務の執行組織は、次に掲げるところによる。

- (1) 管理者は、保安業務の執行を総括管理する。
- (2) 保安業務の分担は、別表第1による。
- (3) 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、別表第2による。

（主任技術者の業務の委託）

第5条 事業場における電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する業務で法令上主任技術者が行うべきものは、受託者に委託する。

- 2 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第2項の規定に基づき、主任技術者は選任しない。

（連絡責任者及び巡視者）

第6条 管理者は、保安業務に関する事項を受託者に連絡するため、連絡責任者を置く。

- 2 管理者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者（以下「巡視者」という。）を選任しなければならない。
- 3 連絡責任者及び巡視者を選任したとき又は変更したときは、速やかに受託者に通知するものとする。

（立会い）

第7条 連絡責任者又は巡視者は、受託者の行う保安管理業務に立ち会わなければならない。

（管理者の義務）

第8条 管理者は、電気工作物の保安上重要な事項を決定又は実施しようとするときは、受託者の意見を聴かななければならない。

- 2 管理者は、受託者の意見を尊重しなければならない。
- 3 管理者は、法令に基づき所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に係る場合は、受託者の意見を聴いてこれを立案し、決定しなければならない

い。

- 4 管理者は、所管官庁が法令に基づき行う検査に受託者を立ち合わせなければならない。

（保安業務受託者の執務等）

第9条 事業場における受託者の執務は、月に1回以上とする。ただし、必要があると認める場合は、その都度執務するものとする。

- 2 受託者の勤務する場所及び連絡方法は、管理室その他見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

（従業者の義務）

第10条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、受託者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（連絡責任者の代務者）

第11条 管理者は、連絡責任者の不在時にその職務を代行する者（以下「代務者」という。）を、あらかじめ定めておくものとする。

（保安教育）

第12条 管理者は、受託者の協力を得て、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物に関する必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

（保安に関する訓練）

第13条 管理者は、必要に応じ受託者の協力を得て、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気事故その他災害が発生した時の措置について、指導訓練を行わなければならない。

（工事計画）

第14条 管理者は、電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するに当たっては、受託者の意見を求めるものとする。

（電気工作物の工事）

第15条 管理者は、電気工作物の工事の実施に当たっては、当該事業場の業務活動等の調整を図るものとする。

- 2 前項の工事実施に当たっては、必要に応じ作業責任者を選任し、受託者の監督の下に作業につかせるものとする。
- 3 電気工作物に関する工事の一部を他の者に請け負わせる場合には、責任の所在を明確にしておかなければならない。
- 4 電気工作物に関する工事が終了した場合は、受託者においてこれを検査し、保安上支障のないことを確認して引き渡しを受けるものとする。

（巡視、点検、測定）

第16条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定のうち受託者が実施する範囲は、協議して定めるものとする。

- 2 管理者は、受託者が行う巡視等に関し、必要な協力を行わなければならない。
- 第17条 管理者は、点検又は測定の結果法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、受託者の指導、助言を得て電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じなければならない。

（事故の再発防止）

第18条 管理者は、事故その他の異常が発生した場合には、受託者の指導、助言を得て必要に応じ精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止のための措置をと

らなければならない。

（運転又は操作）

第19条 電気工作物の運転又は操作の基準は、次に掲げる事項について、別に細則で定めるものとする。

- (1) 平常時、事故時又はその他の異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統並びに連絡要領
- (2) 沖縄電力株式会社（那覇支店及び糸満営業所）との連絡事項
- (3) 緊急に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法並びにこれらの掲示
（防災体制）

第20条 管理者は、台風、地震、火災その他の非常災害に備え、電気工作物に関する保安を確保するための適切な措置をとる体制を整備しておかなければならない。
（災害時の指揮監督等）

第21条 管理者は、受託者の協力を得て災害発生時における電気工作物の保安を確保するための指揮監督を行う。

- 2 連絡責任者又は代務者は、災害の発生により危険であると認めるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができる。

（記録）

第22条 管理者又は受託者は、次に掲げる簿冊を備え、電気工作物の工事、維持又は運用に係る所定の事項を記録し、これを保存しなければならない。

- (1) 補修工事記録
- (2) 巡視、点検、測定記録
- (3) 運転記録
- (4) 電気事故詳細

- 2 電気工作物の補修記録は、当該電気工作物を使用する期間保存しなければならない。

（責任分界点）

第23条 上下水道局の設置する電気工作物と沖縄電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点及び財産上の責任分界点は、両者との間で締結する電力需給契約書によるものとする。

（需要設備）

第24条 需要設備の構内は、別図第1から別図第8までのとおりとする。

（危険の表示）

第25条 管理者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって危険のあるところには、その旨を表示しなければならない。

（測定器具類の整備）

第26条 管理者は、電気工作物の保安上必要な測定器具類は、常に整備し、適切に保管しなければならない。

（設計図書類の整備）

第27条 管理者は、電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等については、担当課又は当該事業場において必要な期間保存しなければならない。電気工作物の維持及び運用に関し必要な図書も同様とする。

（重要書類の保存）

第28条 管理者は、所管官庁、電気供給事業者等に提出した書類及び図面その他重要な書類については、その写しを担当課又は当該事業場において必要な期間保存しなければならない。

（その他）

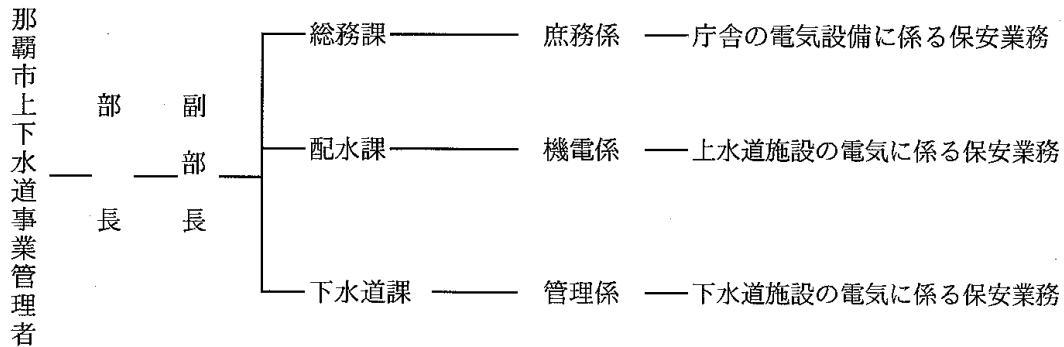
第29条 この規程の実施に関し、必要な事項は、別に細則で定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程は、平成17年4月1日から適用する。

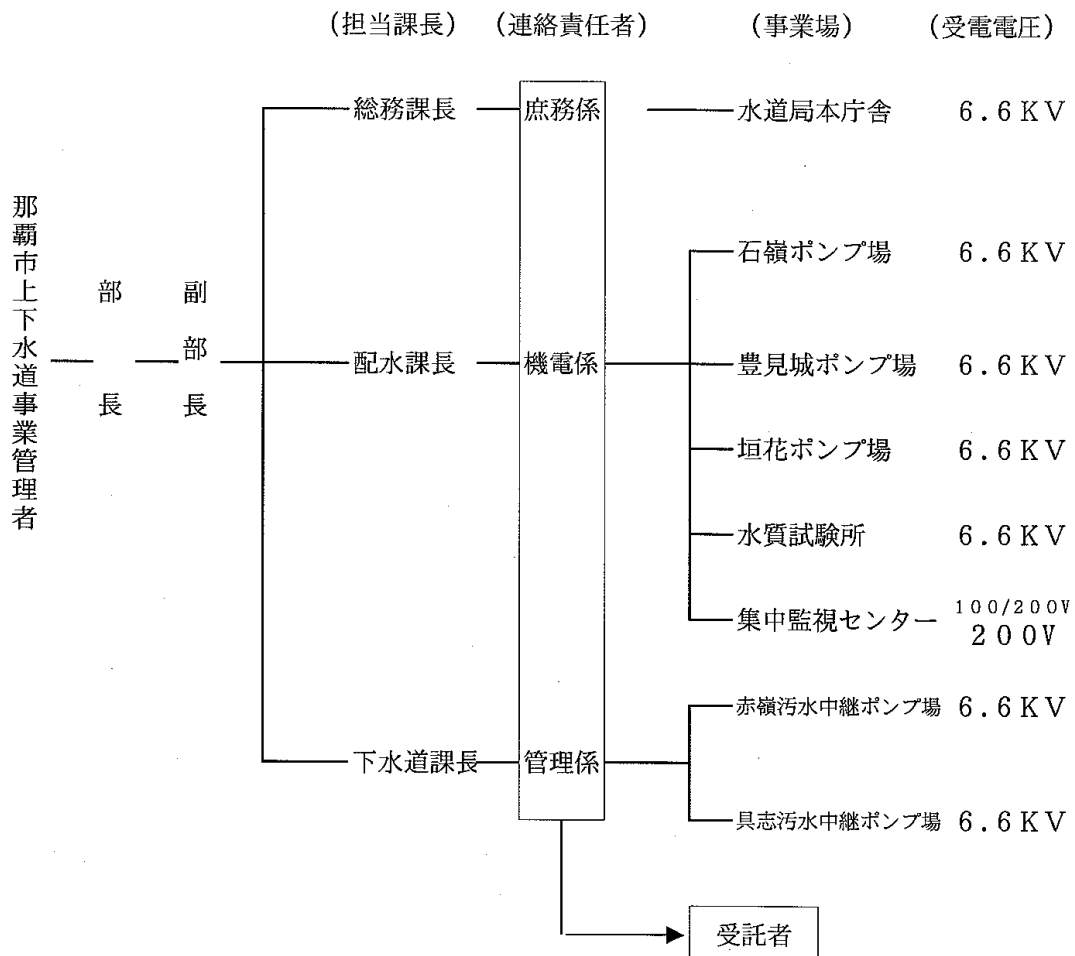
別表第1

組織図及び保安業務の分担

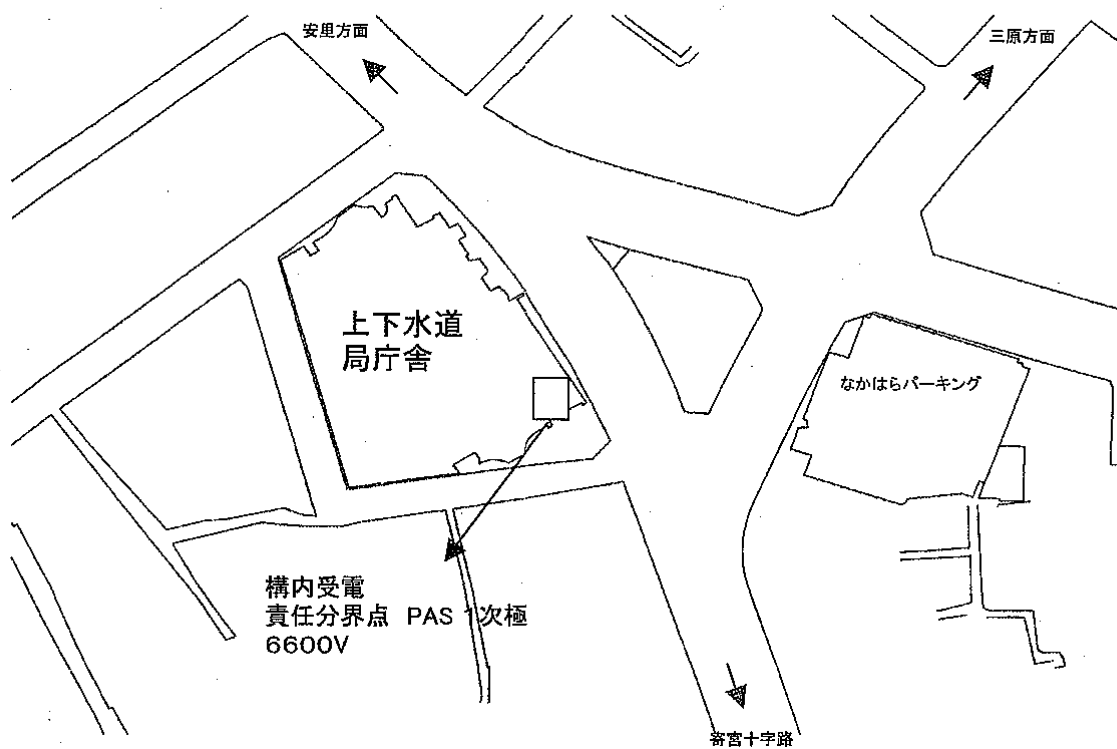
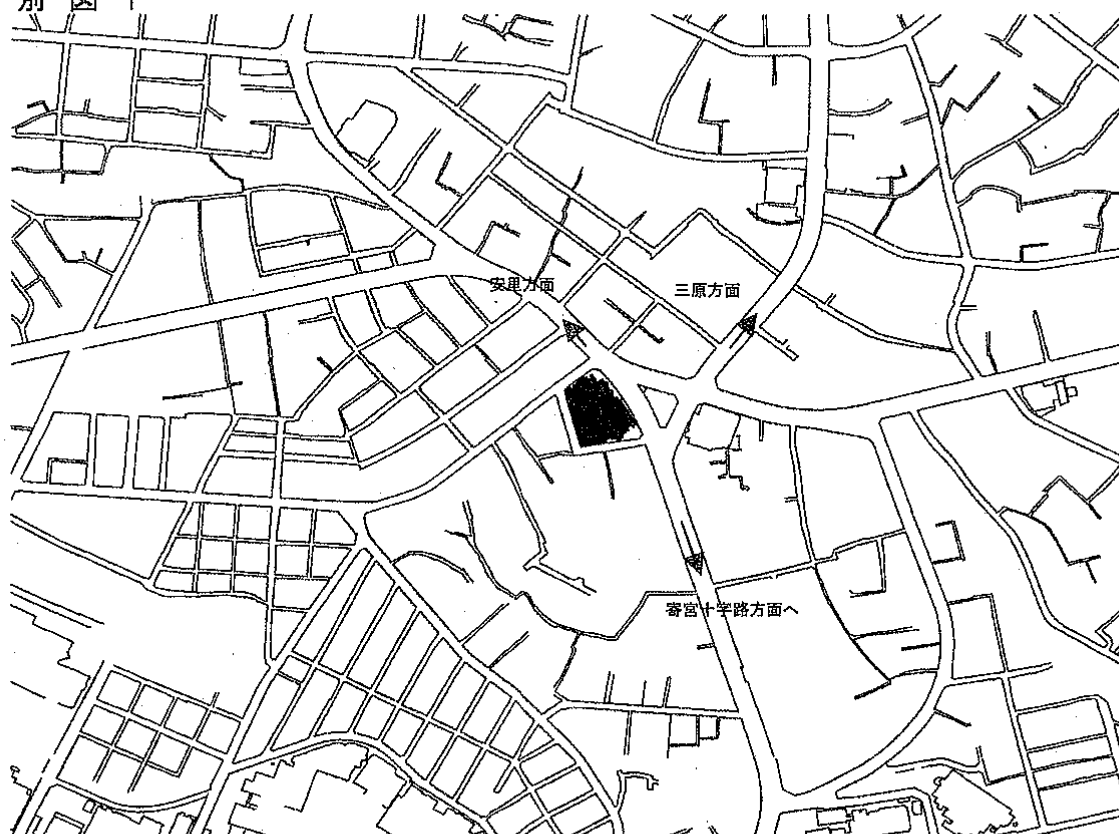


別表第2

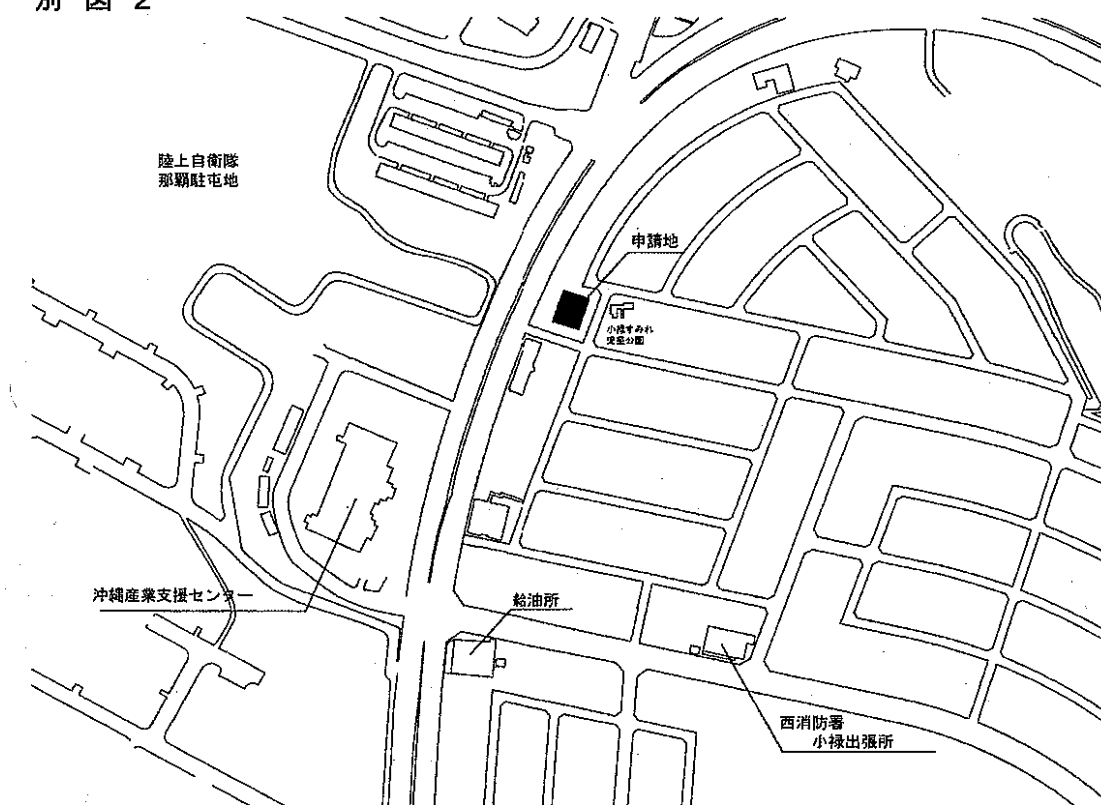
指揮命令系統及び連絡系統



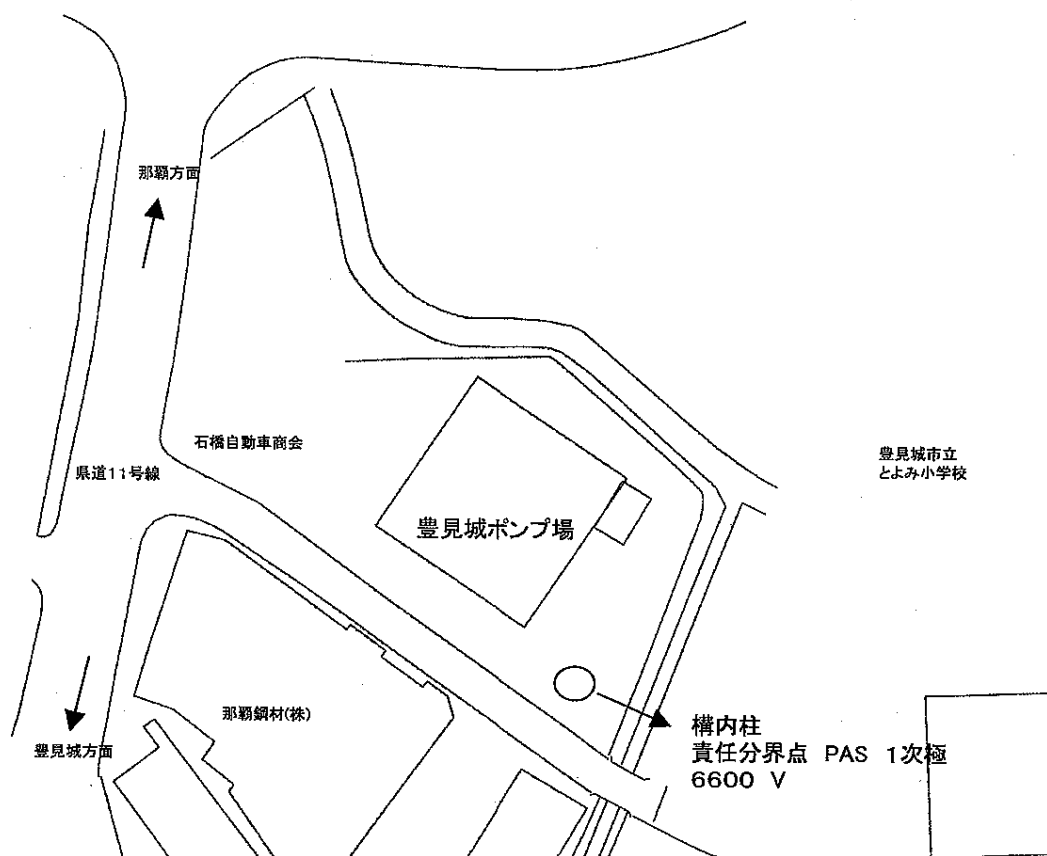
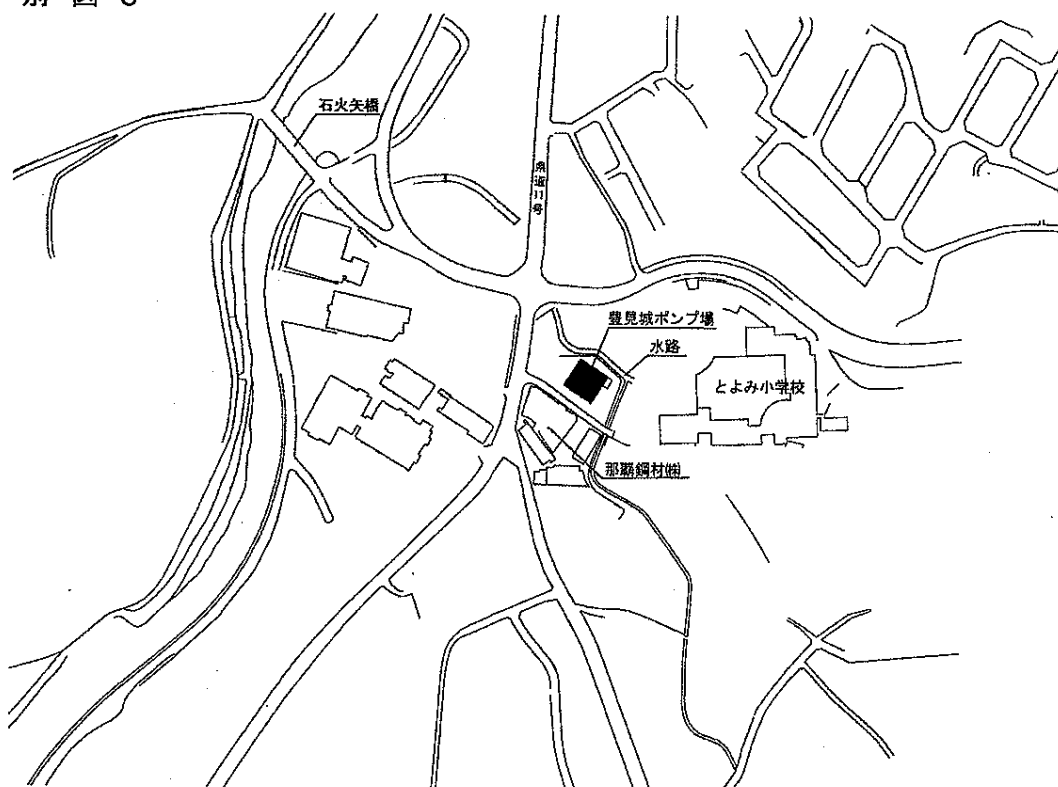
別 図 1



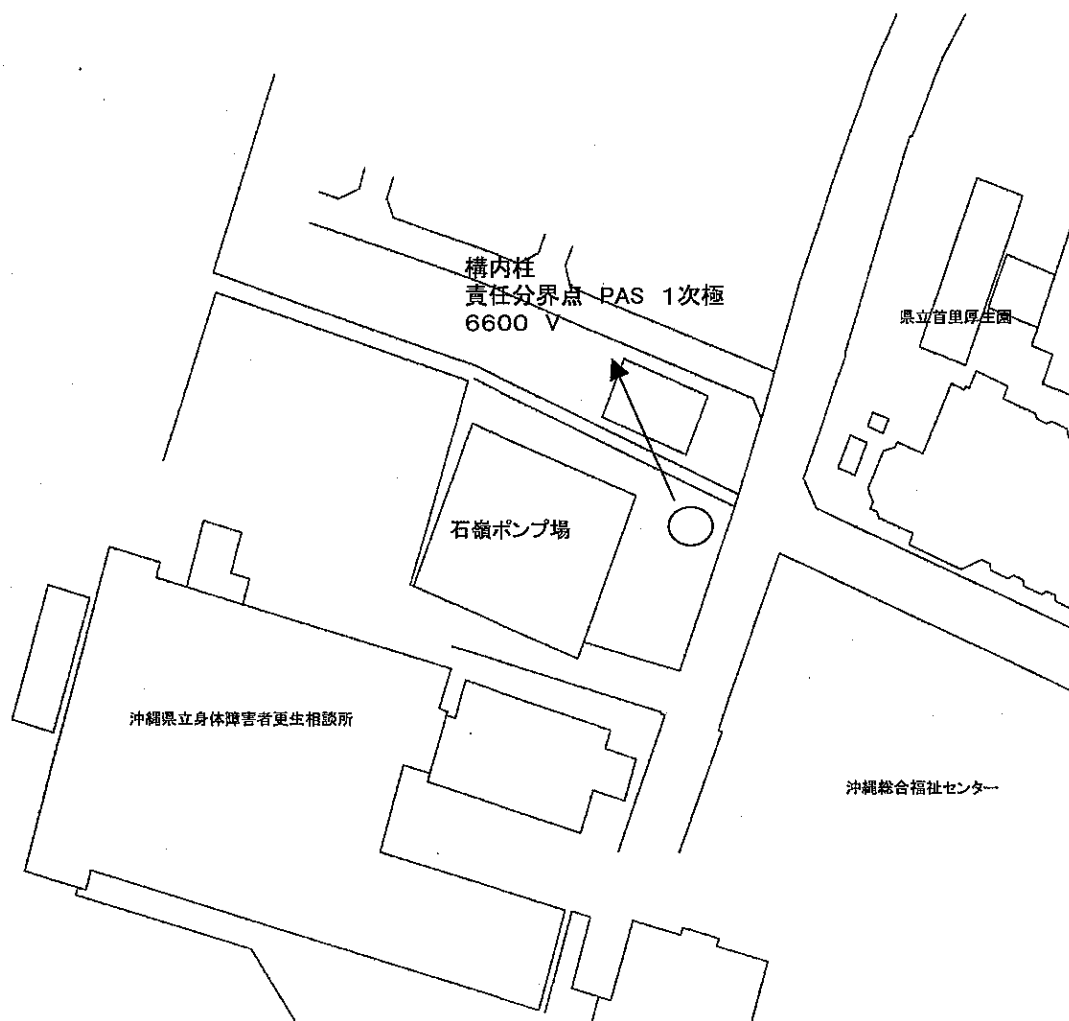
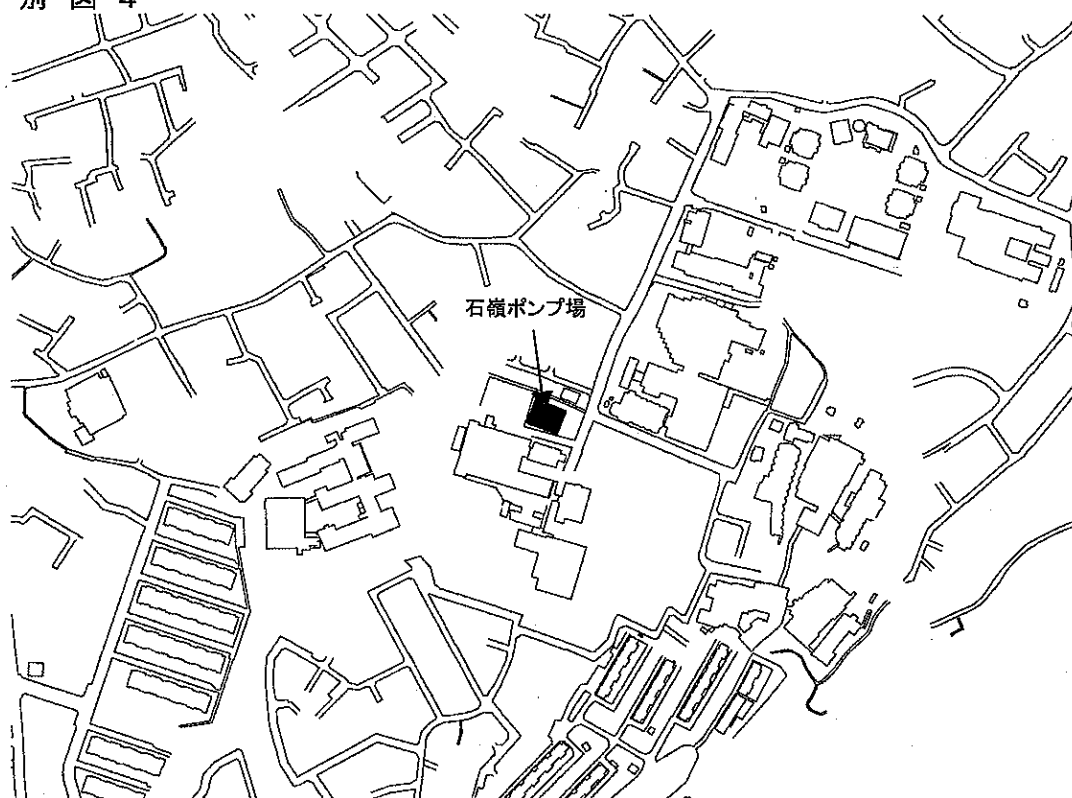
別 図 2



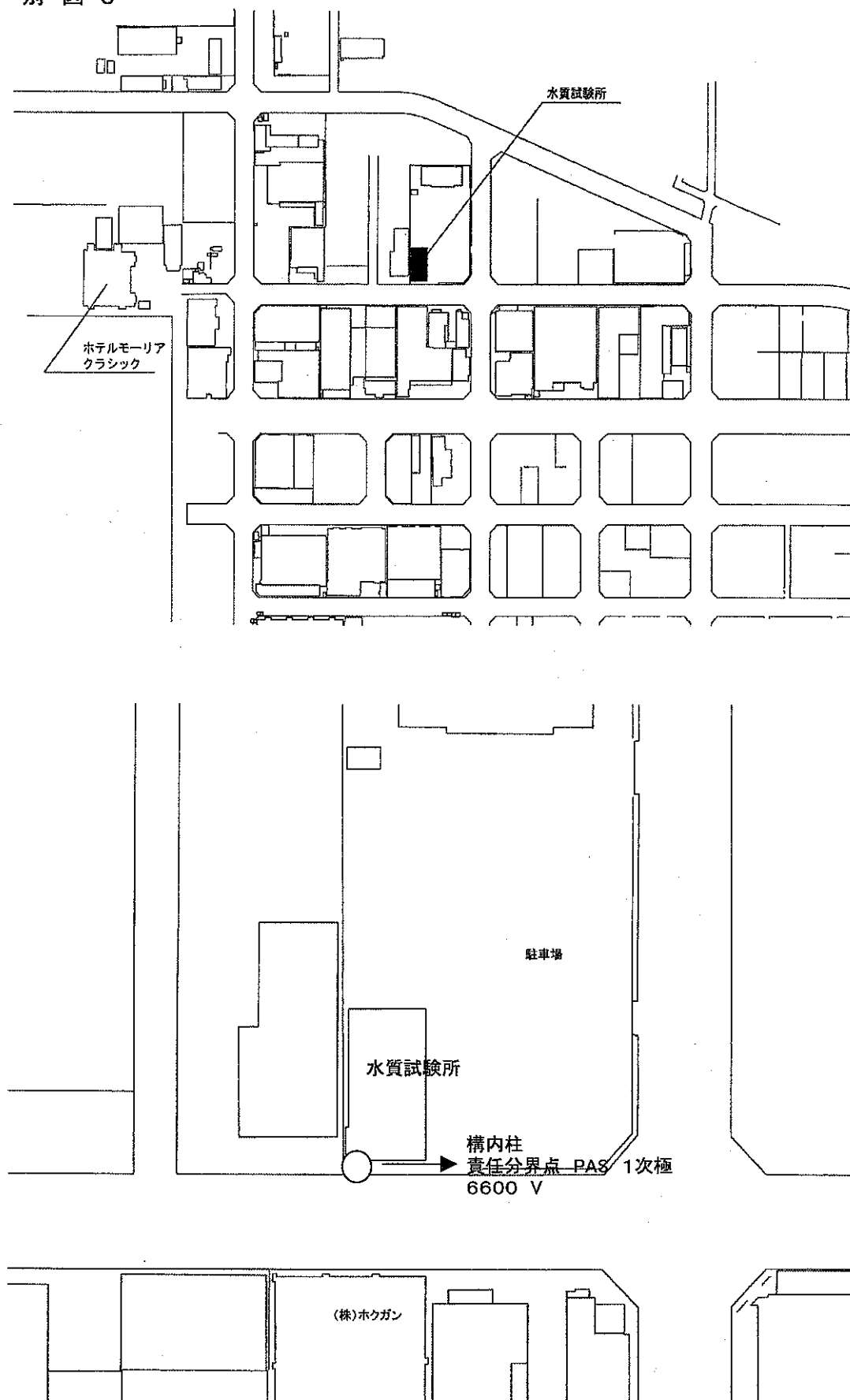
別 図 3



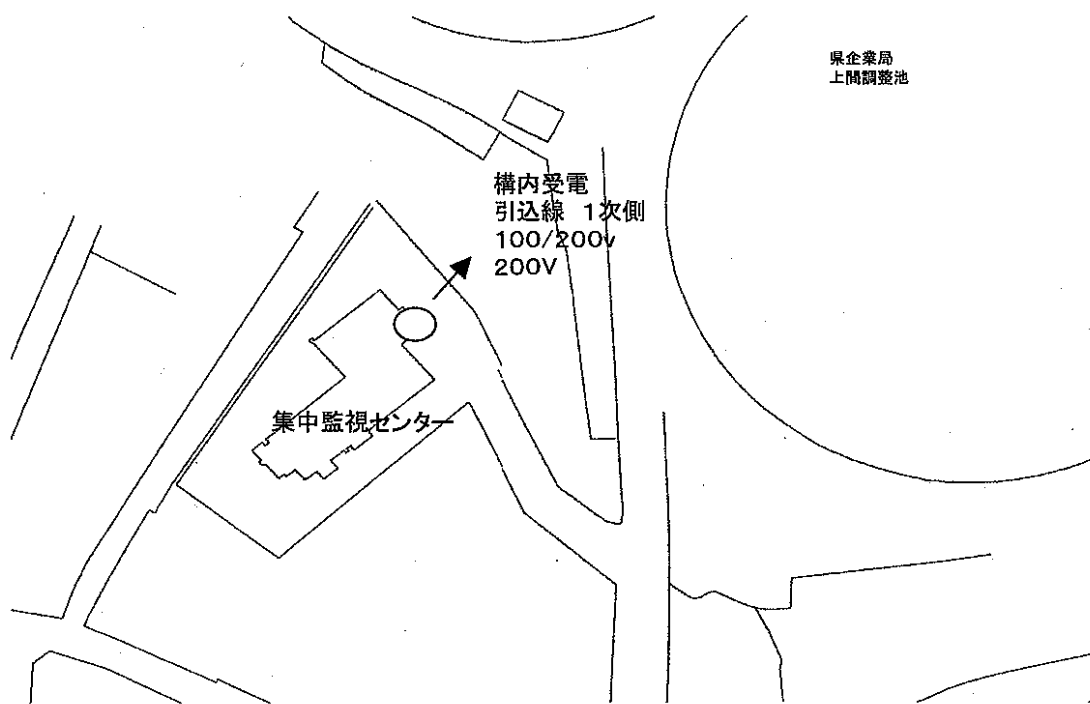
別 図 4



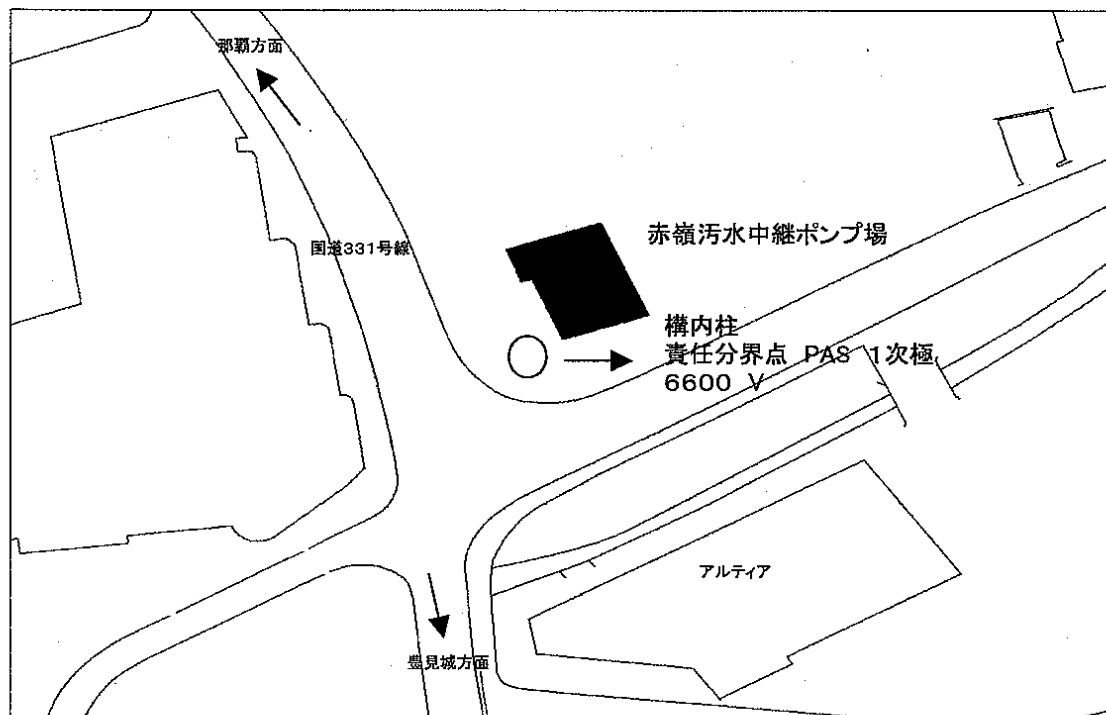
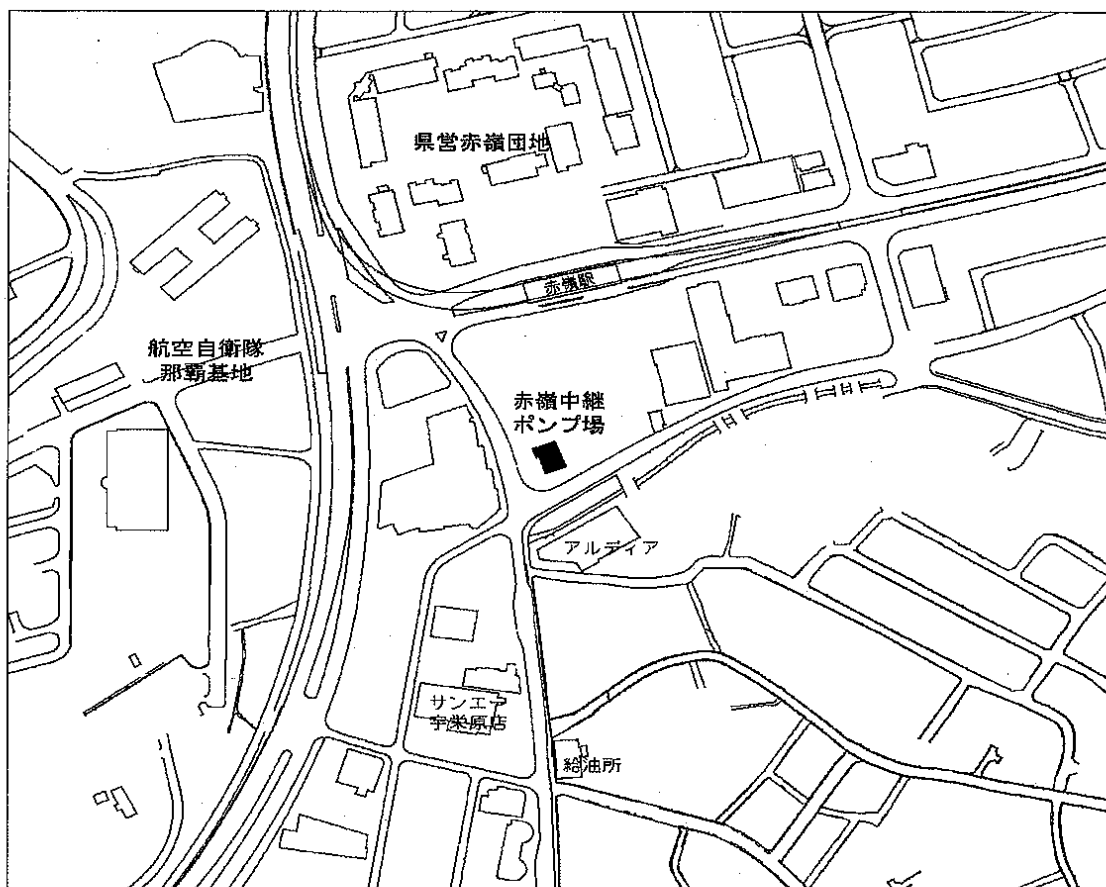
別 図 5



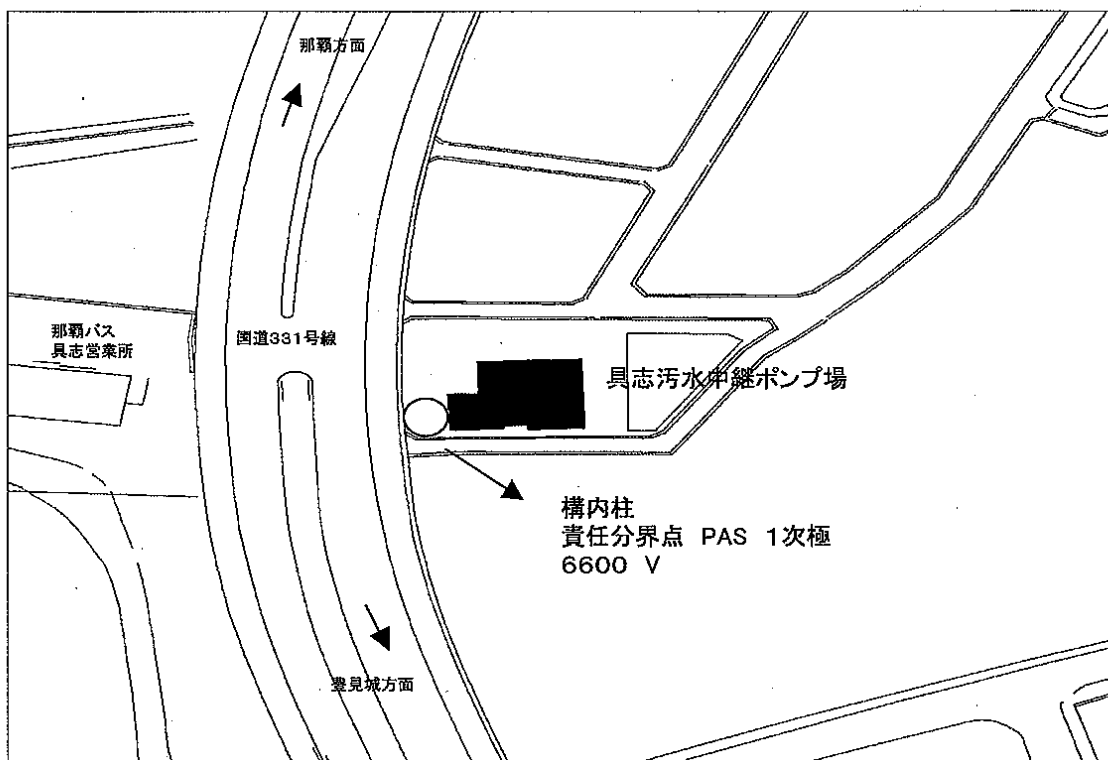
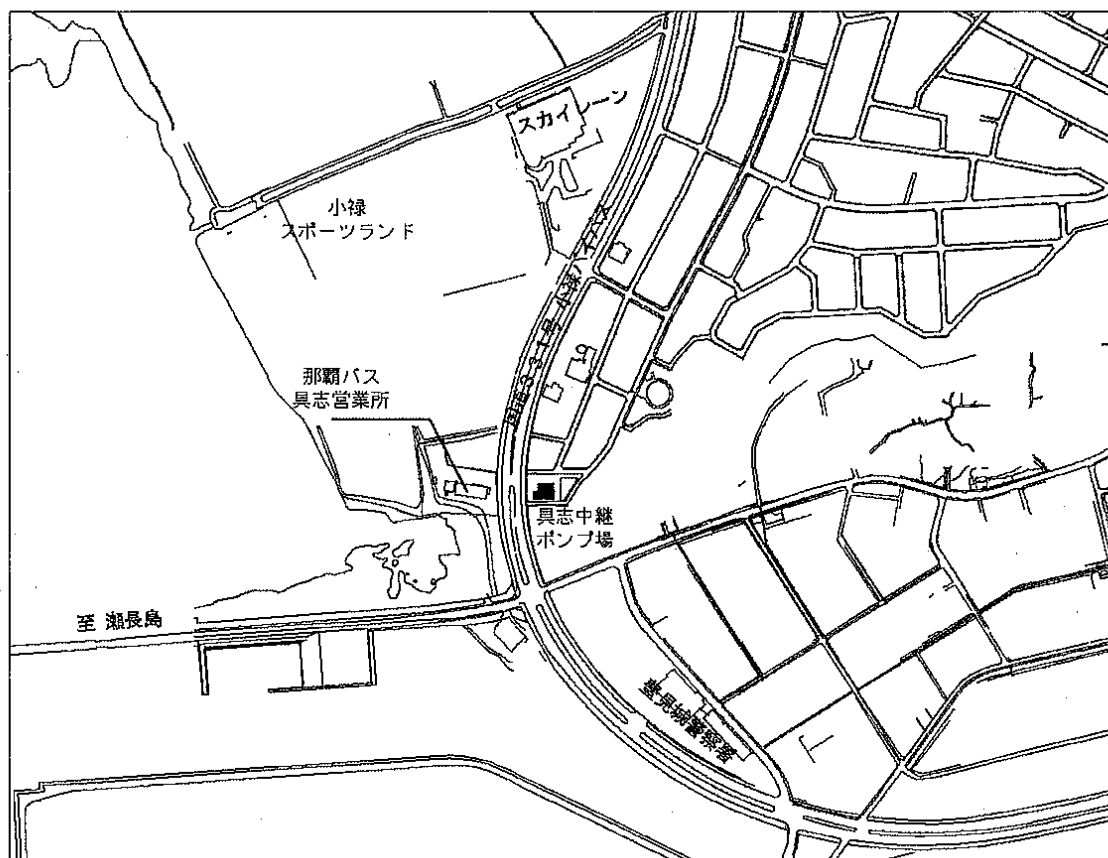
別 図 6



別 図 7



別 図 8



那覇市上下水道局規程第16号

平成 17年 5 月 13日

公 布 済

那覇市上下水道局行政手続等における情報通信技術の利用に関する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 高 嶺 晃

那覇市上下水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による那覇市上下水道局に係る行政手続等については、他の規程に特別の定めのあるもののほか、那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年那覇市規則第50号）の例によるものとする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第4号

平成 17年 6 月 2日

掲 示 済

平成17年（2005年）5月那覇市議会臨時会で議決された平成17年度那覇市下水道事業会計補正予算（第1号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成17年度那覇市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成17年度下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（特例的収入及び支出）

第2条 平成17年度那覇市下水道事業会計予算第4条の2に定めた未収金の金額「770,625千円」を「619,095千円」に、未払金の金額「327,902千円」を「581,549千円」に改める。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第7号

平成 1 7 年 6 月 2 日
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- 1 登録抹消者 大田 守史 他703名
- 2 登録抹消者リスト 別紙略
- 3 登録抹消条件 平成17年1月1日から同年1月31日までに転出した者
及び職権消除された者
- 4 登録抹消者数 704名（男 375名 女 329名）

那覇市選挙管理委員会告示第8号

平成 1 7 年 6 月 2 日
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 4, 780人
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 79, 655人
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 39, 828人

那覇市選挙管理委員会告示第9号

平成17年6月15日

選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日、登録の日及び縦覧の日について

平成17年7月10日執行予定の那覇市議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準日、登録の日及び縦覧の日を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 大城勝夫

- | | | |
|---|--------------|----------------------------------|
| 1 | 被登録資格の決定の基準日 | 平成17年7月2日。ただし、年齢については、平成17年7月11日 |
| 2 | 登録の日 | 平成17年7月2日 |
| 3 | 縦覧の日 | 平成17年7月3日 |

那覇市選挙管理委員会告示第10号

平成17年6月15日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成17年7月3日（日）に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 大城勝夫

縦覧の場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会